

細則 第 11 条 理事

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p>第 11 条 理事</p> <p>理事の定数は理事長、常務理事を含めて 16 名とする。辞退その他により任期途中で理事の数に変更が生じても補充は行わない。担当業務の代行については理事長の指名により兼任とする。</p> <p>2 定款第 26 条 1 のとおり、理事の任期は 2 年で、2 期までの再任を認める。<u>選挙により 8 名の理事を選出し、8 名の理事を信任する。</u></p> <p>3 理事の選出・信任のための選挙管理委員会を設ける。</p> <p>4 理事の選出は以下のとおり行う。</p> <p>イ 候補者は在任期間中及び任期終了予定の理事を除く代議員の中から代議員 2 名が推薦人となって理事候補者推薦書を選挙管理委員会宛に提出した者とする。理事候補者推薦書は新旧理事が交代する年の 1 月 31 日までに提出する。</p> <p>ロ ひとりの代議員が推薦できる候補者は 2 名までとする。</p> <p>ハ 理事候補者推薦書には、候補者の略歴、候補者の抱負、専門分野を添付する。</p> <p>ニ 理事が交代する年の 3 月 31 日までに理事候補者一覧を代議員に提示する。</p> <p>ホ 選挙は投票によって行う。</p> <p>へ 投票は 3 名以下を選ぶ。4 名以上の候補者を選んだ場合はその投票用紙全体を無効とする。</p> <p>ト 開票は 6 月の理事会までに選挙管理委員会が行い、6 月の理事会で報告後、選挙管理委員会はその結果を代議員総会に報告し承認を得る。なお、得票数が同数の候補者がいた場合は抽選にて決定する。</p> <p>チ <u>補欠当選者 3 名を選出する。</u></p> <p>5 理事の信任は以下のとおり行う。</p> <p>イ 理事が交代する年の 3 月 31 日までに 1 期の任期が終了する理事の一覧を代議員に提示する。</p> <p>ロ 信任は投票にて行う。</p> <p>ハ 開票は 6 月の理事会までに選挙管理委員会が行い、有効投票数の過半数をもって信任するとみなす。選挙管理委員会は、その結果を 6 月の理事会で報告後、代議員総会に報告し承認を得る。</p> <p>ニ <u>不信任により理事に欠員が生じた時は、理事選挙の補欠者を繰り上げ当選とする。なお、繰り上げ当選した理事の任期は、1 期(2 年間)とする。</u></p> | <p>第 11 条 理事</p> <p>理事の定数は理事長、常務理事を含めて 16 名とする。辞退その他により任期途中で理事の数に変更が生じても補充は行わない。担当業務の代行については理事長の指名により兼任とする。</p> <p>2 定款第 26 条 1 のとおり、理事の任期は 2 年で、2 期までの再任を認める。選挙により<u>定数の半数である 8 名の理事を選出し、再任を希望する理事については信任投票を行う。</u></p> <p>3 理事の選出・信任のための選挙管理委員会を設ける。</p> <p>4 理事の選出は以下のとおり行う。</p> <p>イ 候補者は在任期間中及び任期終了予定の理事を除く代議員の中から代議員 2 名が推薦人となって理事候補者推薦書を選挙管理委員会宛に提出した者とする。理事候補者推薦書は新旧理事が交代する年の 1 月 31 日までに提出する。</p> <p>ロ ひとりの代議員が推薦できる候補者は 2 名までとする。</p> <p>ハ 理事候補者推薦書には、候補者の略歴、候補者の抱負、専門分野を添付する。</p> <p>ニ 理事が交代する年の 3 月 31 日までに理事候補者一覧を代議員に提示する。</p> <p>ホ 選挙は投票によって行う。</p> <p>へ 投票は 3 名以下を選ぶ。4 名以上の候補者を選んだ場合はその投票用紙全体を無効とする。</p> <p>ト 開票は 6 月の理事会までに選挙管理委員会が行い、6 月の理事会で報告後、選挙管理委員会はその結果を代議員総会に報告し承認を得る。なお、得票数が同数の候補者がいた場合は抽選にて決定する。</p> <p>チ <u>有効得票数の多いものから 8 名を理事とし、その他を補欠者とする。</u></p> <p>5 理事の信任は以下のとおり行う。</p> <p>イ 理事が交代する年の 3 月 31 日までに 1 期の任期が終了する理事の一覧を代議員に提示する。</p> <p>ロ 信任は投票にて行う。</p> <p>ハ 開票は 6 月の理事会までに選挙管理委員会が行い、有効投票数の過半数をもって信任するとみなす。選挙管理委員会は、その結果を 6 月の理事会で報告後、代議員総会に報告し承認を得る。</p> <p>ニ <u>再任を希望しない、または信任が得られない等の理由により、信任を受ける理事が 8 名に満たなかった時は、理事選挙の補欠者を繰り上げ当選とする。なお、繰り上げ当選した理事の任期は、1 期(2 年間)とする。</u></p> |